【所得審査の対象期間】

毎年、10月1日から翌年9月30日までの受給証を対象者に交付。1月から9月までの申請では、前々年、10月から12月の申請では、前年の所得で審査。

2 0 X X 年	2 0 X X + 1年		20XX+2年
10月~12月	1月~9月	10月~12月	1月~3月
20XX-1年の所得により判定		20XX年の所得により判定	

【対象となる所得】

○総所得金額 • 利子所得 •配当所得 • 不動産所得 • 事業所得 • 給与所得 • 譲渡所得 地方税法第313条第1項 •一時所得 • 雜所得 ○退職所得 ○山林所得 ○土地等に係る事業所得 地方税法附則第33条の3第5項 ○長期譲渡所得 地方税法附則第34条4項 ○短期譲渡所得 地方税法附則第35条第5項 ○先物取引に係る雑所得 地方税法附則第35条の4第4項 ○条約適用利子及び条約適用配当等 租税条約の実施に伴う所得税法、法 人税法及び地方税法の特例等に関す る法律第3条の2の2第10項及び

同条第12項に規定

【控除できる額】

控除名	控除額	備考	
雑損控除	0	納税者自身あるいは生計を一にする扶養親族等の所有する日常生活上必要な住居や家財が災害や盗難等により損害を受けた場合に受けられる控除	
医療費控除	0	納税者自身あるいは生計を一にする扶養親族等のために 納税者が1年間に10万円以上の医療費を支払った時は 200万円を限度に控除を受けることができる	
社会保険料相当額	一律 80,000 円	社会保険料は控除できない(社会保険料控除相当額として 一律8万円が控除できる)	
小規模企業共済掛金控除	0	小規模共済組合法の規定する第1種共済契約に基づく掛金や条例に基づく扶養共済制度の掛金等を支払った場合に適用がある	
障害者控除(本人) ※身障手帳、療育手帳、精神、戦傷病手帳所持者等	270,000 円	障害者控除を受けている場合	
特別障害者控除(本人) ※身障手帳1~2級、療育手帳A、A、精神1級	400,000 円	特別障害者控除を受けている場合	
障害者控除(同一生計配偶者・扶養親族)	270,000 円 一人につき	同一生計配偶者及び扶養親族が障害者控除を受けている場合	
特別障害者控除(同一生計配偶者・扶養親 族)	400,000 円 一人につき	同一生計配偶者及び扶養親族が特別障害者控除を受けて いる場合	
寡婦(寡夫)控除	270,000 円	寡婦(寡夫)控除:配偶者と死別(生死不明も含む)、若しくは離婚後に再婚していない者で、扶養親族か生計を一にする子がいる子の総所得が38万円以下であり、自身の所得が500万円以下の者	
寡婦控除の特例	350,000 円	寡婦のうち、自分自身の所得が500万円以下で扶養親族 である子供がいる者又は生計を一にする子供がいる者	
勤労学生控除	270,000 円	高校、大学、又は一定の専修学校・各種学校の生徒で、自 ら働いて得た給与所得や雑所得がある者(年間所得65万 円以下)	
肉牛用卸売による農業所得に対する所得税 の免除に相当する控除	0%	当該免除相当額を控除	
土地改良事業施行地の耕作所得に対する所 得税の免除に相当する控除	0%	当該免除相当額を控除	
配偶者特別控除	0	最高33万円。配偶者の収入により5万円ずつ減額してい く	

○印は当該控除及び免除の実額を控除する

- ・控除できるのは、課税台帳上実際に控除されたもののみである。
- ・控除する所得額は、課税対象となるすべての所得からであり、課税台帳上の課税標準額(各種控除を控除した後の額)からさらに控除できるとしたものではない。
- ・各種控除は、地方税法による市町村・県民税の課税台帳上実際に控除されたものでなくてはならないが、控除する額は所得税法にしたがった額であり、地方税法上の控除額と異なることに注意。 ※は前年の所得税上免除されたものである
- ・分離課税の所得がある場合は、分離課税分の課税所得を出して、課税所得を合計した上で控除していく。
- ・譲渡所得による特別控除は控除できる。